

第 17 号議案 神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画案に対する 意見書について

事業計画案に対する意見書の要旨・意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方 資料 2、3 のとおり

理 由

鈴蘭台駅北地区では、都市計画道路鈴蘭台幹線の整備による駅前へのアクセス性向上とあわせて、道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を一体的に図り、安全・安心・快適で活力と魅力あるまちづくりを推進するため、令和 3 年 3 月に鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業を決定した。

その後、事業計画案をとりまとめ、令和 3 年 8 月に縦覧に供した結果、6 通の意見書が提出された。については、土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定により、事業計画案に対する意見書について付議するものである。